

(4) 「重層的支援体制整備事業」について

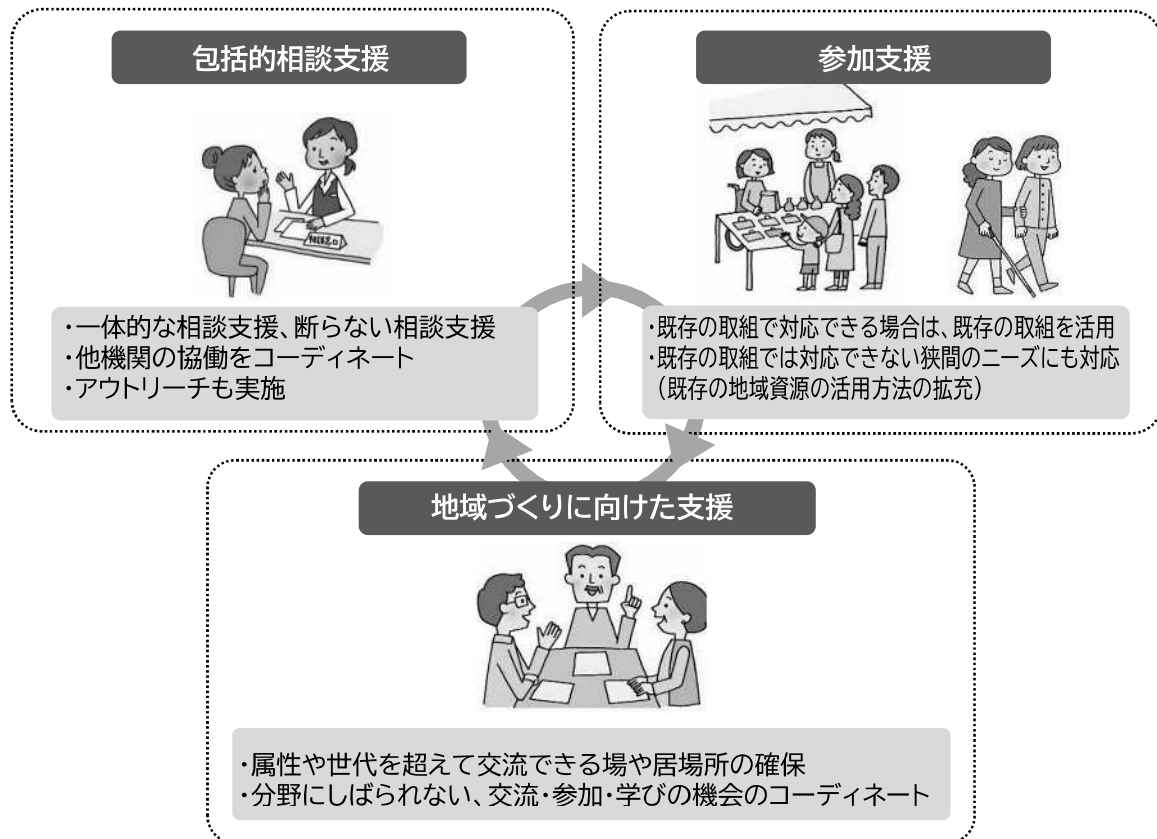
令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、「ふくしの相談窓口」を設置し、県内でもいち早く、令和4年度に大津町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和4年4月から事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、大津町全体の福祉の向上をめざすものとします。

■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容



3 前回計画からの進捗・成果について

(1) 前回計画からの主な進捗・成果について

●差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・令和3年8月より大津町権利擁護推進センター(大津町地域包括支援センター内)を設置しました。
- ・毎月第2木曜日と第4木曜日に権利擁護等に関する法律相談を実施しました。
- ・令和4年度より社会福祉協議会において、成年後見制度の法人後見事業を開始しました。
- ・障がいへの理解また配慮の促進にむけて、熊本県と連携し、令和3年10月からヘルプマークの窓口交付を開始しました。
- ・虐待の防止また早期発見・早期解決にむけて、関係機関と連携した会議を定期的に行いました。

●生活支援のための環境づくり

- ・複雑化した困りごとや支援のニーズに対応できるよう、令和4年度より、福祉全般に関連する事業として、「ふくしの相談窓口」を開設し、各課の連携のもと重層的支援体制整備事業を開始しました。また、事業を効果的に実施できるよう、同年に事業の業実施計画を策定しました。
- ・障がい福祉に関する制度やサービスのわかりやすい情報提供にむけ「大津町障がい福祉ガイドブック」を作成し、窓口等で配布しました。
- ・相談支援の中核機関として、令和4年8月に基幹相談支援センターを開設しました。
- ・新庁舎の設置に際し、建替え時に1階に主要な窓口の配置やバリアフリースペースの設置を行うとともに、音声誘導装置を設置するなど、障がいのある人を含めた、来庁者に配慮した整備を行いました。
- ・令和4年9月に公営住宅の長寿命化計画を改定し、今後の建替えや改修の際にはバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備をするよう決めました。
- ・コロナの影響等により経済的に困窮している女性を支援するため、生理用品の無償配布を行いました。

●雇用と就労、多様な社会参加の推進

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、自立した生活を送るためには、一般就労に繋がるよう支援していくことが求められます。就労継続支援事業A型・B型事業の新規利用者及びB型からA型へステップアップした人は、令和3年度は21名、令和4年度は19名、令和5年度は16名でした。また、障がい福祉サービス利用後に就労支援事業を活用して一般就労へ移行されたのは、令和3年度は6名、令和4年度は4名、令和5年度は4名でした。

●安全・安心対策の推進

- ・災害時の迅速な避難にむけて、障がいのある人を含む避難に支援が必要な方に対し、避難行動要支援者名簿への登録を推進しました。また、災害時の具体的な避難計画（個別支援計画）について、障がいのある人を含む 439 名分策定しました。

●障がい児支援の充実

- ・障がい児への支援の充実にむけて、障がいに関する専門知識をもつ巡回支援専門員を保育所等に派遣し、26 か所の保育所・幼稚園、小中学校等へ巡回支援や講演会を行いました
- ・特別支援教育について広く周知するため、令和3年度に、町独自ガイドブック「特別支援教育ってなに？」を作成し、町内の関係施設や、就学相談の際に配布しました。
- ・学校施設のバリアフリー化にむけて、令和4年度に各学校の敷地や校舎内の通路の段差がある箇所について調査しました。（結果としては、児童用昇降口はすべての学校でスロープが設置されていましたが、正面玄関や、教室の入口については、段差が解消できていない部分もありました。）

(2) 権利擁護の推進

取り組みの方向性

障がいのある人があらゆる場面において、障がいによる不利益を受けないよう、事業者やさまざまな機関と連携した合理的配慮の普及や、意思疎通・意思決定も含めた権利擁護に取り組みます。

また、障がいのある人を虐待から守る取り組みを推進します。

■主な取り組み

概要	合理的配慮の普及	担当課	福祉課、商業観光課、企業振興課
内容	○令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組むとともに、合理的配慮に係る相談・通報等があった場合には、必要に応じて障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら、適切な助言や指導を行います。 ○本町を含む近隣市町で半導体関連企業を中心に企業の進出が増加しています。新たに本町で事業を開始する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会・企業連絡協議会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組みます。		
概要	権利擁護事業の推進	担当課	福祉課、選挙管理委員会
内容	○認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある方に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援（地域福祉権利擁護事業）に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。 ○成年後見制度等について、引き続き窓口の周知や説明会の開催に取り組みます。また、家庭内で複合的に問題が発生している場合は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携しながら、個別ケースの解決や権利擁護支援の充実を図ります。 ○障がい者の選挙権行使を促進するため、継続して障がい者が利用できる投票制度についての啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、介助職員の配置など、障がい者が適切に選挙権を行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。 ○サービス利用者と事業者の間での苦情解決が困難な場合や、直接事業者への苦情申し立てが難しい場合に、関係機関と連携を図りながら相談や苦情の解決に努めます。		
概要	虐待防止の推進	担当課	福祉課
内容	○障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、未然防止のため、関係機関との連携を深めます。また、大津町障害者虐待防止センターにて地域や家族からの相談を受け付け、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。 ○障がいのある人の介助者や保護者の悩みや苦悩に寄り添い、レスパイトサービスの適		

	切な利用を促進することで、家庭内での虐待の防止を図ります。 ○障がいのある人や保護者・介助者等それぞれ同じ立場の人たちが交流・相談できる機会の充実に努めます。		
概要	意思疎通や意思決定への支援の充実	担当課	福祉課
内容	○手話が言語であるという認識に基づき、手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に努めます。 ○聴覚、音声、言語障がい者の日常生活や社会における円滑なコミュニケーションのために、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。また、月に 2 回大津町役場において手話通訳者を設置します。 ○障がいのある人とのコミュニケーションを支援する手話通訳者・手話奉仕員・要約筆者の確保やボランティアの促進に向けて、養成講座を定期的に開催します。 ○事業所等と連携し、意思疎通や意思決定等に困難がある方の場合でも、利用者の目線に立った、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。		